

○島根県警察における表彰に関する訓令

(昭和63年6月1日島根県警察訓令第16号)

島根県警察における表彰に関する訓令（昭和37年島根県警察訓令第46号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 本部長表彰（第2条—第4条）

第3章 表彰の上申（第5条・第6条）

第4章 表彰の審査等（第7条—第9条）

第5章 部長表彰及び所属長表彰（第10条・第11条）

第6章 雑則（第12条—第16条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）に定めるもののほか、島根県警察における表彰について必要な事項を定めるものとする。

第2章 本部長表彰

（表彰の種類）

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）の行う表彰（以下「本部長表彰」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞詞
- (3) 賞状
- (4) 賞誉
- (5) 感謝状

2 警察功績章は、特に顕著な功労があると認められる警察職員（以下「職員」という。）に対して、その者が退職する場合に授与する。

3 賞詞は、次の各号に掲げる事項について、多大な功労があると認められる職員に対して授与する。

- (1) 犯罪の予防又は鎮圧
- (2) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
- (3) 人命の救助又は身体財産の保護
- (4) 交通事故の防止
- (5) 被害者支援の推進
- (6) 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護
- (7) 警察上重要な事務の処理又は職務の執行
- (8) 警察上重要な発見、発明、改善又は研究
- (9) 勤務成績又は研修成績

- (10) 永年の累積事案
- (11) 警察の信頼を高めた善行又は市民応接
- (12) その他前各号に相当する事案

4 賞状は、前項各号に掲げる事項について、顕著な業績があると認められる警察本部（以下「本部」という。）の部、課（刑事部科学捜査研究所、島根県警察交通機動隊、島根県警察高速道路交通警察隊、島根県警察機動隊及び島根県警察学校を含む。）、警察署及び捜査本部その他の組織（以下「部署」という。）に対して授与する。

5 賞状は、賞詞を授与すべき場合に次いで功労があると認められる職員又は賞状を授与すべき場合に次いで業績があると認められる部署に対して授与する。

6 感謝状は、次の各号に掲げる事項について、功労があると認められる警察部外の者又は団体に対して授与する。

- (1) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査
- (2) 被疑者の逮捕
- (3) 人命救助
- (4) 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護又は救護
- (5) 被害者支援
- (6) その他警察又は警察職員に対する協力

（連名表彰）

第3条 本部長、部長並びに本部の課長（刑事部科学捜査研究所長、島根県警察交通機動隊長、島根県警察高速道路交通警察隊長、島根県警察機動隊長及び島根県警察学校長を含む。）及び警察署長（以下「所属長」という。）は、警察に関係する機関又は団体の長と連名で表彰を行うことができる。

（副賞）

第4条 本部長表彰には、副賞として賞金又は記念品を付与することができる。

2 前項の副賞の額の基準は、別表第1のとおりとする。ただし、特別の必要がある場合には、基準の5倍まで増額することができる。

3 本部長表彰に際し、本部長が副賞としてメダルを付与する場合の基準は、別表第2のとおりとする。

第3章 表彰の上申

（本部長への上申）

第5条 職員に対する本部長表彰の上申は、当該職員が所属する所属長又は当該事案を所掌する本部の課長（以下「主管課長」という。）が表彰上申書（様式第1号から様式第4号まで）により行うものとする。

2 部署に対する本部長表彰の上申は、警察署については主管課長が、本部の課、所、隊については当該事案を所掌する部長（以下「主管部長」という。）が表彰上申書（様式第1号）により行うものとする。

3 本部長の感謝状の上申は、当該事案を所掌する所属長が表彰上申書（様式第5

号)により行うものとする。

4 前各項の上申は、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）を経由して行うものとする。この場合において、第1項に定める上申で犯罪の検挙等の功勞により表彰を上申しようとする場合は、主管課長の副申書（様式第6号）を添えて行うものとする。

（長官等への上申）

第6条 本部長は、功勞又は業績が特に著しいと認められる職員及び部署に対しては、自ら表彰を行うほか、警察庁長官（以下「長官」という。）又は中国四国管区警察局長（以下「局長」という。）に対し、表彰上申を行うものとする。

第4章 表彰の審査等

（定例表彰の審査基準等）

第7条 第2条に規定する本部長表彰のうち、次の各号に掲げる定例的な表彰（以下「定例表彰」という。）の審査基準は、定例表彰審査基準表（別表第3）のとおりとする。

- (1) 退職時表彰
- (2) 優秀職員及び優良職員表彰
- (3) 永年勤続表彰
- (4) 優良警察相談従事者表彰
- (5) 優良専務看守者表彰
- (6) 優良検視業務従事者表彰
- (7) 優良交通捜査員表彰
- (8) 優良運転等職員表彰
- (9) 優良島根原子力発電所警戒隊員表彰
- (10) 優良職務質問技能指導者表彰
- (11) 優良人身安全対策業務従事者表彰
- (12) 優良刑事指導業務従事者表彰
- (13) 優良鑑識鑑定作業従事者表彰
- (14) 直轄警察犬管理業務従事者表彰
- (15) 術科等功勞者表彰
- (16) 各種競技大会成績優秀者表彰
- (17) 研修成績優秀職員表彰
- (18) 管区機動隊員除隊時表彰
- (19) 部外褒賞受賞者表彰
- (20) 年間優良部署表彰
- (21) 部外功勞者表彰

（表彰審査委員会）

第8条 本部長表彰を適正に行うため、本部に表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員で構成し、委員長は本部長を、委員は部長、首席監察官、島根県警察学校長その他委員長が指定する者をもって充てる。

3 委員会の事務は、警務部監察課において行う。

(表彰の審査)

第9条 監察課長は、本部長表彰の上申があったときは、定例表彰審査基準表及び表彰審査基準表(別表第4)に基づき、表彰の要否、種類、副賞額等を定め、表彰審査表(様式第7号)及び表彰検討表(様式第8号)により審査した上、本部長の決裁を受けるものとする。

2 本部長は、前項の決裁に当たり必要と認めるときは、委員会を招集し、審査を行うものとする。

3 委員会の審査は、表彰審査表、表彰検討表その他関係する書面に基づいて行うものとする。ただし、委員会において必要があると認めるときは、上申者の説明を聞くことができる。

第5章 部長表彰及び所属長表彰

(部長表彰)

第10条 部長は、その主管事務について、第2条第5項に規定する賞誉に次いで功労又は業績があると認められる職員及び部署に対する表彰(以下「部長表彰」という。)を行うことができる。

2 部長表彰の上申は、職員に対するものについては当該所属長又は主管課長が、部署に対するものについては主管課長が、それぞれ表彰上申書により行うものとする。この場合において、職員に対するものについて当該所属長が上申するときは、主管課長を経由して行うものとする。

3 主管課長は、部長表彰の上申があったときは第9条第1項の規定に準じて審査し、監察課長に合議して表彰の要否及び副賞額を定め、主管部長の決裁を受けるものとする。

4 部長表彰には、副賞として賞金又は記念品を付与することができる。この場合において、副賞額の基準は、別表第1のとおりとする。

(所属長表彰)

第11条 所属長は、功労があると認められる当該所属の職員に対する表彰(以下「所属長表彰」という。)を行うことができる。ただし、島根県警察学校長は、入校中の他所属の学生に対しても表彰を行うことができるものとする。

2 警察署長は、第2条第6項に規定する感謝状を授与すべき場合に次いで功労があると認められる警察部外の者又は団体に対し、感謝状を授与することができる。

3 所属長表彰には、副賞として賞金又は記念品を付与することができる。この場合において、副賞額の基準は、別表第1のとおりとする。

第6章 雑則

(死亡又は退職時の表彰)

第12条 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の

日にさかのぼって表彰することができる。

(表彰の制限)

第13条 表彰を受けるべき者が表彰前において、次の各号の一に該当するときは、表彰を行わないことができる。

- (1) 刑事事件で起訴されたとき。
- (2) 懲戒処分に付されたとき。
- (3) その他表彰することが妥当でないと認められる事由があったとき。

2 前項各号の事由が生じたときは、上申者は、速やかにその旨を本部長に報告しなければならない。

(表彰の報告及び記録)

第14条 部長及び所属長は、表彰を行ったときは、部長表彰にあつては表彰報告書(様式第9号)により、所属長表彰にあつては表彰件数を電話等により翌月10日までに監察課長を経由して本部長に報告しなければならない。

2 監察課長は、本部長表彰が行われたとき及び前項の表彰報告書を受領したときは、その内容を表彰台帳(様式第10号)に記録するとともに、警務課長及び当該所属長に表彰通知書(様式第11号)を交付するものとする。

3 前項の通知書を受けた警務課長及び所属長は、被表彰者の人事記録カードに必要な事項を記録するものとする。

(記念品授与の記録)

第15条 監察課長は、記念品台帳(様式第12号)を備え付け、本部長表彰に伴う記念品授与の状況を明らかにしておくものとする。

(表彰状の書式)

第16条 第2条に定める本部長表彰に用いる表彰状は、様式第13号から様式第17号までのとおりとする。

2 第10条に定める部長表彰に用いる表彰状は、様式第18号のとおりとし、第11条に定める所属長表彰に用いる表彰状は、様式第18号及び様式第19号のとおりとする。

附 則

1 この訓令は、昭和63年6月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、改正前の訓令の規定により優良職員表彰を受けている者は、この訓令の規定による優秀職員表彰を、年間勤務成績優良職員表彰を受けている者は、優良職員表彰を、それぞれ受けた者とみなす。

3 この訓令の施行の際、現に存する表彰台帳については、改正前の訓令は、この訓令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成4年9月14日島根県警察訓令第29号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成4年10月7日島根県警察訓令第32号)

この訓令は、平成4年10月15日から施行する。

附 則(平成5年10月15日島根県警察訓令第21号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成6年3月22日島根県警察訓令第15号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月5日島根県警察訓令第7号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成8年3月7日島根県警察訓令第5号抄）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成10年7月31日島根県警察訓令第22号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成10年12月1日島根県警察訓令第31号）

この訓令は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成13年10月9日島根県警察訓令第36号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成15年2月25日島根県警察訓令第6号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成15年3月7日から施行する。

附 則（平成16年2月23日島根県警察訓令第3号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成16年8月10日島根県警察訓令第25号）

この訓令は、平成16年8月18日から施行する。

附 則（平成17年3月31日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月1日島根県警察訓令第20号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成20年12月26日島根県警察訓令第32号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年4月6日島根県警察訓令第23号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年9月18日島根県警察訓令第35号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年1月6日島根県警察訓令第1号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年3月29日島根県警察訓令第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年11月30日島根県警察訓令第21号）
この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日島根県警察訓令第8号）
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日島根県警察訓令第14号）
この訓令は、平成25年3月28日から施行する。

附 則（平成25年12月25日島根県警察訓令第30号）
この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日島根県警察訓令第11号）
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年9月30日島根県警察訓令第35号）
（施行期日）

1 この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

2・3 〔略〕

附 則（平成28年12月12日島根県警察訓令第39号）
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成31年4月12日島根県警察訓令第15号）
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和元年8月13日島根県警察訓令第7号）
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和元年12月23日島根県警察訓令第20号）
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和2年3月5日島根県警察訓令第15号）
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和3年3月17日島根県警察訓令第16号）
（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（令和4年1月18日島根県警察訓令第1号）
この訓令は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（令和6年2月26日島根県警察訓令第7号）
この訓令は、令和6年3月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日島根県警察訓令第15号）
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第10条、第11条関係）



副賞額の基準

		個 人	部 署（団 体）
本 部 長	警 察 功 績 章	1 人 5,000円以内	
	賞 詞	1 人 5,000円以内	
	賞 状		1 部署 6,000円以内
	賞 誉	1 人 2,000円以内	1 部署 4,000円以内
	感 謝 状	1 人 4,000円以内	1 団体 6,000円以内
部 長	賞	1 人 1,000円以内	1 部署 2,000円以内
所 属 長	賞	1 人 1,000円以内	
	感 謝 状	1 人 2,000円以内	1 団体 3,000円以内

別表第2（第4条関係）

本部長メダル付与基準

		金メダル	銀メダル	銅メダル
授 与 範 囲	警 察 職 員	(1) 県内治安維持の功績により叙勲又は褒賞を受けた者 (2) 長官又は局長から賞詞以上の表彰を受けた者 (3) 本部長の賞詞を受けた者。ただし、優秀職員表彰、永年勤続職員表彰受賞者を除く。 (4) 優秀な成績で30年以上勤続して退職する者 (5) その他本部長が特に必要と認めた者	(1) 本部長の優秀職員表彰を受けた者 (2) 優秀な成績で20年以上勤続して退職する者 (3) その他本部長が特に必要と認めた者	(1) 本部長の賞誉を受けた者 (2) 本部長の優良職員表彰を受けた者 (3) 優秀な成績で10年以上勤続して退職する者 (4) その他本部長が特に必要と認めた者
	部 外 者	(1) 身の危険を顧みず警察に協力し、その功労が特に多大で本部長の感謝状を受けた者 (2) 県内治安維持に貢献した功績により叙勲又は褒賞を受けた者 (3) 警察に協力し、長官又は局長から感謝状以上の表彰を受けた者 (4) 永年にわたり警察に多大な協力をし、本部長の感謝状を受けた者 (5) その他本部長が特に必要と認めた者	(1) 身の危険を顧みず警察に協力し、本部長の感謝状を受けた者 (2) 永年にわたり警察に協力し、本部長の感謝状を受けた者 (3) その他本部長が特に必要と認めた者	(1) 警察に協力し本部長の感謝状を受けた者 (2) その他本部長が特に必要と認めた者

メ ダ ル の 形 状 等	大きさ	直 径 6 cm	厚 さ 6 mm
	形 状	<p style="text-align: center;">(表)</p>  <p>○ 表面中央上部に旭日を配し、左右に県花「牡丹」の開花を、下部に「牡丹」のつぼみを入れて図案した。</p> <p>県花「牡丹」は、昭和29年3月、日本放送協会、全国観光連盟、日本交通公社、植物友の会の共催で行われた「郷土の花を選びましょう運動」で決まったものです。</p> <p>「牡丹」は花王と言われ、富貴の意があります。</p> <p>「つぼみ」は、精気、愛情、敬虔を象徴しています。</p>	<p style="text-align: center;">(裏)</p>  <p>○ 裏面中央に県章（昭和43年11月8日制定）を配した。</p> <p>中心から放射線状にのびる四つの円形が雲型を構成して、島根県の調和ある発展と躍進を象徴し、円形は「マ」を四つ組み合わせたものでシマと読まれ、県民の団結をあらわしています。</p>

別表第3（第7条、第9条関係）

定 例 表 彰 審 査 基 準 表

(1) 警察職員・部署に対する表彰

区 分	表彰種別	選 考 基 準	上申期日 (上申者)	上申様式	表彰人員	表彰期日
退職時表彰	警察功績章	次に掲げる要件のいずれかに該当する職員。ただし、過去に懲戒処分等を受けた者で表彰することが不相当であると表彰審査委員会において認めたものは除く。 1 30年以上勤続した警視及び警部（退職時昇任者を除く。）の階級にある警察官並びにこれらに相当する警察官以外の職員 2 30年以上勤続した警部補以下の階級にある警察官及びこれらに相当する警察官以外の職員で、次に掲げるいずれかに該当するもの (1) 長官又は局長の賞詞以上の表彰を受けた者 (2) 長官の優秀・優良警察職員表彰の候補者として上申された者 (3) 本部長の行う優秀職員表彰を受けた者 (4) その他特に顕著な功労があり、かつ、表彰することが相当であると表彰審査委員会において認めた者	その都度 (所属長)	様式第2号	該当者	退職時
	賞 詞	20年以上勤続した職員。ただし、表彰することが不相当であると表彰審査委員会において認めた者は除く。				
	賞 誉	10年以上勤続した職員。ただし、表彰することが不相当であると表彰審査委員会において認めた者は除く。				
優秀職員表彰	賞 詞	次に掲げる要件のいずれにも該当する警部以下の階級にある警察官及びこれらに相当する警察官以外の職員 1 人格、識見ともに優れ、勤務成績が優秀である者 2 15年以上勤続した者 3 優良職員表彰を受けている者 4 かつてこの表彰又は長官の優秀・優良警察職員表彰若しくは局長の優秀警察職員表彰を受けたことのない者 5 過去2年以内に所属長注意以上の処分を受けたことのない者	4月末日まで (所属長)	様式第3号	警部以下の階級にある警察官及びこれらに相当する警察官以外の職員の1%程度	6月
優良職員表彰	賞 誉	次に掲げる要件のいずれにも該当する警部以下の階級にある警察官及びこれらに相当する警察官以外の職員 1 年度を通じて勤務成績が優秀である者	4月末日まで (所属長)	様式第3号	警部以下の階級にある警察	6月

		<p>2 かつて本部長の優秀職員表彰又は長官の優秀・優良警察職員表彰若しくは局長の優秀警察職員表彰を受けたことのない者</p> <p>3 過去1年以内に所属長注意以上の処分を受けたことのない者</p>			官及びこれらに相当する警察官以外の職員の3%程度	
優良島根原子力発電所警戒隊員表彰	賞 誉	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する職員</p> <p>1 島根原子力発電所警戒隊員として警戒業務に引き続き2年(柔道又は剣道に係る術科特別訓練員は1年を6月として計算する。)以上従事し、かつ、従事期間を通じて勤務成績が優秀であった警部補以下の階級にある島根県警察機動隊員</p> <p>2 過去1年以内に所属長注意以上の処分を受けたことのない者</p> <p>3 過去に同一の階級でこの表彰を受けたことのない者</p>	その都度(島根県警察機動隊長)	様式第1号	該当者	その都度
永年勤続表彰	賞 詞	<p>勤続年数が11月1日を基準として30年又は20年に達した職員。ただし、1年以内に減給以上の処分を受けたことのない者(勤続年数算定の特例)</p> <p>1 警察庁又は他の都道府県警察の職員であった者が、引き続き本県警察の職員に任命された場合は、その全期間を通算する。</p> <p>2 本県警察の職員であった者が、引き続き他の官庁の職員に任命され、その後、再び本県警察の職員に復職した場合、勤務期間が継続しているものは、その全期間を通算する。</p> <p>3 航空隊、鉄道警察隊等、警察組織の改編にともない、新たに本県の警察職員として採用された者については、前職場における勤務期間のすべてを通算する。</p> <p>4 退職者の勤務年数は、その期間を3分の2にして計算する。</p>	8月末日まで(所属長)	様式第2号	該当者	11月
優良警察相談従事者表彰	賞 誉	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、従事期間を通じて勤務成績が優秀であった警部補以下の階級にある警察官及び副主査以下の警察官以外の職員</p> <p>1 警察相談業務に引き続き5年(松江、出雲、浜田及び益田警察署以外の所属は1年を9月として計算する。)以上従事した者</p> <p>2 過去1年以内に所属長注意以上の処分を受けたことのない者</p> <p>3 過去5年以内にこの表彰を受けたことのない者</p>	1月末日まで(広報県民課長)	様式第1号	該当者	3月
優良専務看守者表彰	賞 誉	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する職員</p> <p>1 専務看守者として引き続き2年以上従事し、かつ、その間勤務成績が優秀であった者</p> <p>2 過去1年以内に所属長注意以上の処分を受けたことのない者</p>	1月末日まで(留置管理課長)	様式第1号	該当者	3月

		3 過去に同一の階級でこの表彰を受けたことのない者				
優良検視業務従事者表彰	賞 誉	次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、従事期間を通じて勤務成績が優秀であった警部補以下の階級にある警察官 1 捜査又は鑑識業務を担当し、検視業務に引き続き2年以上従事した者 2 過去1年以内に所属長注意以上の処分を受けたことのない者 3 過去5年以内にこの表彰を受けたことのない者	4月末日まで (捜査第一課長)	様式第1号	該当者	5月
優良交通捜査員表彰	賞 誉	次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、従事期間を通じて勤務成績が優秀であった警部補以下の階級にある警察官 1 警察署又は島根県警察高速道路交通警察隊において交通捜査業務に引き続き8年(松江、安来、雲南、出雲、大田、浜田及び益田警察署以外の所属は1年を6月として計算する。)以上従事した者 2 過去1年以内に所属長注意以上の処分を受けたことのない者 3 過去8年以内にこの表彰を受けたことのない者	4月末日まで (交通指導課長)	様式第1号	該当者	5月
優良運転等職員表彰	賞 詞	次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、次の従事期間を通じて勤務成績が優秀であった職員 1 警察用航空機の操縦若しくは整備業務又は警察用船舶の運航業務に通算10年以上従事し、その間無事故であった者。ただし、過去10年以内にこの表彰を受けたことのない者 2 白バイ又は交通取締用パトカー(パトカーは島根県警察交通機動隊又は島根県警察高速道路交通警察隊のものに限る。)を運転し、日常的に等速追尾速度測定を行う業務に通算10年以上従事し、その間交通事故等を起こしたことがなく、かつ、交通違反をしたことがない者。ただし、過去10年以内にこの表彰を受けたことのない者	4月末日まで (所属長)	様式第4号	該当者	5月
	賞 誉	次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、次の従事期間を通じて勤務成績が優秀であった職員 1 警察用航空機の操縦若しくは整備業務又は警察用船舶の運航業務に通算5年以上従事し、その間無事故であった者。ただし、過去にこの表彰を受けたことのない者 2 白バイ又は交通取締用パトカー(パトカーは島根県警察交通機動隊又は島根県警察高速道路交通警察隊のものに限る。)を運転し、日常的に等速追尾速度測定を行う業務に通算5年以上従事し、その間交通事故等を起こしたことがなく、かつ、交通違反をしたことがない者。ただし、過去にこの表彰を受けたこと				

		のない者				
優良職務質問技能指導者表彰	賞 詞	次に掲げる要件のいずれにも該当する職員 1 職務質問技能指導者として通算10年以上従事し、優良職務質問技能指導者表彰における賞誉を受賞後、犯罪検挙（交通法犯を除く。）及び指導実績による部長表彰以上の表彰を5回以上受けた者 2 過去1年以内に所属長注意以上の処分を受けたことのない者 3 過去にこの表彰を受けたことのない者	その都度（地域課長）	様式第1号	該当者	その都度
	賞 誉	次に掲げる要件のいずれにも該当する職員 1 職務質問技能指導者として通算5年以上従事し、その間犯罪検挙（交通法犯を除く。）及び指導実績による部長表彰以上の表彰を3回以上受けた者 2 過去1年以内に所属長注意以上の処分を受けたことのない者 3 過去にこの表彰を受けたことのない者				
優良人身安全対策業務従事者表彰	賞 誉	次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、従事期間を通じて勤務成績が優秀であった警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察官以外の職員 1 人身安全対策業務に引き続き2年以上従事した者 2 過去1年以内に所属長注意以上の処分を受けたことのない者 3 過去にこの表彰を受けたことのない者	1月末日まで（少年女性対策課長）	様式第1号	該当者	3月
優良刑事指導業務従事者表彰	賞 誉	次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、従事期間を通じて勤務成績が優秀であった警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察官以外の職員 1 警察署において刑事指導業務に通算5年（兼務を命ぜられた者にあつては1年を6月として計算する。）以上従事した者 2 過去1年以内に所属長注意以上の処分を受けたことのない者 3 過去10年以内にこの表彰を受けたことのない者	4月末日まで（刑事企画課長）	様式第1号	該当者	5月
優良鑑識鑑定作業従事者表彰	賞 誉	次に掲げる要件のいずれにも該当する警部以下の警察官及びこれに相当する警察官以外の職員 1 指掌紋又は足痕跡の主任鑑定官に指定された者 2 過去1年以内に所属長注意以上の処分を受けたことのない者	その都度（鑑識課長）	様式第1号	該当者	その都度
直轄警察犬管理業務従事者表彰	賞 誉	次に掲げる要件のいずれにも該当する警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察官以外の職員 1 直轄警察犬の管理運用業務に引き続き3年以上従事し、かつ、	1月末日まで（鑑識課	様式第1号	該当者	3月

		その間勤務成績が優秀であった者 2 過去1年以内に所属長注意以上の処分を受けたことのない者 3 過去にこの表彰を受けたことのない者	長)			
術科等功勞者表彰	賞 詞	次に掲げる要件のいずれかに該当する術科特別訓練員 1 柔道の全国規模の大会に選手として11回以上出場した者又は術科特別訓練員として通算10年以上従事し、その間全国規模の大会若しくは管区規模の大会に選手として出場し、かつ、多大な功勞があると認められた者 2 剣道の全国規模の大会に選手として11回以上出場した者又は術科特別訓練員として通算10年以上従事し、その間全国規模の大会若しくは管区規模の大会に選手として出場し、かつ、多大な功勞があると認められた者 3 逮捕術の全国規模の大会に選手として4回以上出場した者又は術科特別訓練員として通算8年以上従事し、その間全国規模の大会若しくは管区規模の大会に選手として出場し、かつ、多大な功勞があると認められた者 4 拳銃射撃の全国規模の大会に選手として13回以上出場した者又は術科特別訓練員として通算10年以上従事し、その間全国規模の大会若しくは管区規模の大会に選手として出場し、かつ、多大な功勞があると認められた者	その都度 (人材育成課長)	様式第1号	該当者	術科特別訓練員の指定の解除時
		音楽隊員として20年以上にわたり活動した者	その都度 (広報県民課長)	様式第1号	該当者	その都度
	賞 誉	次に掲げる要件のいずれかに該当する術科特別訓練員 1 柔道の全国規模の大会に選手として6回以上出場した者又は術科特別訓練員として通算5年以上従事した者 2 剣道の全国規模の大会に選手として6回以上出場した者又は術科特別訓練員として通算5年以上従事した者 3 逮捕術の全国規模の大会に選手として2回以上出場した者又は術科特別訓練員として通算4年以上従事した者 4 拳銃射撃の全国規模の大会に選手として9回以上出場した者又は術科特別訓練員として通算5年以上従事した者	その都度 (人材育成課長)	様式第1号	該当者	その都度
		原則として音楽隊員として7年以上にわたり活動した者	その都度 (広報県民課長)	様式第1号	該当者	その都度

各種競技大会成績優秀者表彰	賞 詞	警察庁が主催する柔道、剣道、逮捕術、拳銃射撃、白バイ競技大会等の団体又は個人競技及びこれに相当する競技大会において優勝又は準優勝した職員。ただし、団体の場合は監督を含む。		その都度 (主管課長)	様式第1号	該当者	その都度
	賞 誉	次に掲げる要件のいずれかに該当する職員。ただし、団体の場合は監督を含む。 1 警察庁が主催する柔道、剣道、逮捕術、拳銃射撃、白バイ競技大会等の団体又は個人競技及びこれに相当する競技大会において入賞した者 2 管区警察局が主催する柔道、剣道、逮捕術、拳銃射撃大会等の団体又は個人競技において優勝した者					
研修成績優秀職員表彰	賞 詞	警 大	警部任用科の研修において、長官賞を受賞した者	その都度 (人材育成課長)	様式第1号	該当者	その都度
	賞 誉	警 大 等	警部任用科、術科指導者養成科、各種専科、研修等において、校長賞又は所長賞を受賞した者				
		管 区 学 校	各任用科の研修において、長官賞、局長賞若しくは校長賞を受賞した者又はその他の者で研修成績が優秀であったもの				
		県警察学校	初任科又は初任補修科の修業成績が最優秀であった者				
管区機動隊員除隊時表彰	賞 誉	管区機動隊員として引き続き2年以上従事し、かつ、その間勤務成績が優秀であった者		その都度 (警備課長)	様式第1号	該当者	その都度
部外褒賞受賞者表彰	賞 詞	警察職務に関し、内閣総理大臣から表彰を受けた者		その都度 (所属長)	様式第1号	該当者	その都度
	賞 誉	警察職務に関し、各省大臣、知事その他これに類する部外の機関から表彰を受けた者					
年間優良部署表彰	賞 状	年間を通じて顕著な業績があると認められる警察署		別に定める。 (監察課長)	様式第1号		1月
	賞 誉	年間を通じて優秀な業績があると認められる警察署					



(2) 部外功労者表彰

区 分	表彰種別	選 考 基 準	上申期日 (上申者)	上申様式	表彰人員	表彰期日
部外功労者 表彰	本部長感 謝状	1 警察委嘱医、刑事部科学捜査研究所顧問等として県警察に協力し、次に掲げる要件のいずれかに該当する者 (1) 委嘱後10年を経過した場合 (2) 受賞後10年を経過した場合	5月末日 又はその 都度 (主管課 長)	様式第5 号	該当者	7月又は その都度
		2 留置人糧食調達指定業者として県警察に協力し、次に掲げる要件のいずれかに該当する者 (1) 指定後10年を経過した場合 (2) 受賞後10年を経過した場合	5月末日 又はその 都度 (留置管 理課長)	様式第5 号	該当者	7月又は その都度
		3 生活安全に係る活動において、次に掲げる要件のいずれかに該当する者 (1) 県単位組織の役員として10年以上警察活動に協力した場合 (2) 受賞後10年を経過した場合	5月末日 又はその 都度 (主管課 長)	様式第5 号	該当者	7月又は その都度
		4 交通安全に係る活動において、次に掲げる要件のいずれかに該当する者又は団体 (1) 10年以上警察活動に協力した場合(個人にあっては、地方又は県単位組織の役員として10年以上勤務した者に限る。) (2) 受賞後10年を経過した場合	5月末日 又はその 都度 (主管課 長)	様式第5 号	該当者	7月又は その都度
		5 嘱託警察犬の飼育者(指導手)として、積極的に県警察に協力し、次に掲げる要件のいずれかに該当する者 (1) 委嘱後通算10年を経過した場合 (2) 受賞後通算10年を経過した場合	その都度 (鑑識課 長)	様式第5 号	該当者	7月
		6 駐在所等に勤務する警察官の職務に協力援助した配偶者で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者 (1) 通算10年以上にわたり同居している場合 (2) 受賞後10年以上を経過し同居している場合	8月末日 (地域課 長)	様式第5 号	該当者	9月

別表第4（第9条関係）

表彰審査基準表

評価の前提要件	評価の本質的要件			評価の附随的要件
	精神的苦勞	肉体的苦勞	効果	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 罪質又は事案の重要度 ○ 捜査体制及び捜査範囲・期間 ○ 検挙の端緒 ○ 逮捕種別 ○ 抵抗の程度及び凶器の有無 ○ 余罪件数及び被疑者数 ○ 被害の程度 ○ 処分結果 ○ 災害等の規模 ○ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 責任感 ○ 熱意 ○ 創意工夫 ○ 注意力の程度 ○ 危険の度合 ○ 措置の巧拙 ○ 事案解決の要求度 ○ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地理的条件 ○ 気象的、時間的条件 ○ 活動の範囲及び期間 ○ 死傷の有無 ○ 彼我の人的、体力的優劣 ○ 積極的な努力、果敢な行動 ○ 事案処理の困難性 ○ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職責の完遂 ○ 社会的反響 ○ 部内への影響 ○ 優秀な業績 ○ 警察業務への貢献 ○ 信頼感高揚 ○ 犯罪の予防鎮圧 ○ 災害変事の予防鎮圧 ○ 被害の回復 ○ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務成績 ○ 非番、休日等の活動 ○ 専従員、非専従員の別 ○ 健康状態 ○ 懲戒処分の有無 ○ 素行の良否 ○ その他

様式 〔略〕